

日本暖地畜産学会 選挙規定

第1条 この規程は会則第7条に基づいて、会長、評議員および監事の学会役員を選出するために定める。

第2条 この規程の運用のために選挙管理委員3名を総会において承認する。評議員選挙に当たっては、選挙管理委員会が実務を担当する。

第3条 会長および監事は評議員の投票により選出し、総会において承認する。

第4条 評議員は正会員の選挙によるものと会長の委嘱によるものとし、総会において承認する。選挙によるものは九州各県、沖縄および山口の各県の正会員数に応じて（正会員数30名までは評議員2名、30名を超える場合は、20名を単位として1名を増す）選出する。

第5条 副会長、本会の実務を担当する幹事若干名および地域における本会の実務を担当する地域幹事若干名は、会長の委嘱とし、総会で承認する。任期内に変更が生じた場合、会員に報告する。

第6条 この規程の改正は評議員会の議決を経た後、総会で承認する。

附則1. この規程は2008年10月25日に発効する。

2018年10月20日 一部改正. 施行.